

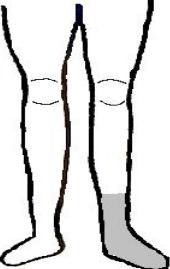
別紙1

障害の状態と免許の範囲及び条件内容

身体障害の程度		免許の範囲	免許の条件内容	
部位	程度		構造装置等に関するもの	身体に関するもの
両 上 肢	1 両上肢をひじ関節以上で欠くもの、又は両上肢の用を全く廃したもの	普通 普通第二種	<ul style="list-style-type: none"> ○ 普通車に限るものとする。 ○ 下肢で運転できるAT車に限るものとする。 	
	2 両上肢をひじ関節を残して先の部分で欠くもの、又は両上肢の機能に著しい障害のあるもの	普通 小型特殊 原付 普通第二種	<ul style="list-style-type: none"> ○ AT車に限るものとする（ただし、身体の状態又は運転の技能によっては、AT車の条件は付さないこともできる。） ○ 原付車は、三輪又は四輪に限るものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義手（運転操作上有効な義手。以下同じ。）を使用するものとする。 ○ 上肢の機能を補う装具を使用するものとする。
	3 両上肢の全ての指を欠くもの、又はこれと同等の機能障害のあるもの	(大型二輪 及び普通二輪を除く。)	身体の状態又は運転の技能によっては、AT車に限るものとする。	

身 体 障 害 の 程 度		免許の範囲	免 許 の 条 件 内 容	
部 位	程 度		構造装置等に関するもの	身体に関するもの
両 上 肢	4 両上肢の親指以外の二指を欠くもの、又はこれと同等の機能障害のあるもの	全ての免許	二輪車については、身体の状態又は運転の技能によっては、A T車に限るものとする。	
片 上 肢	1 片上肢を肩関節から先の部分で欠くもの、又は片上肢の機能を全廃したもの	全ての免許 (大型二輪及び普通二輪を除く。)	<input type="radio"/> A T車に限るものとする。 <input type="radio"/> 原付車は、三輪又は四輪に限るものとする。	
	2 片上肢のひじ関節を残して先の部分で欠くもの、又はこれと同等の機能障害のあるもの	全ての免許 (大型二輪を除く。)	<input type="radio"/> 身体の状態又は運転の技能によってはA T車に限るものとする。 <input type="radio"/> 普通二輪車は、小型二輪車に限るものとする。 <input type="radio"/> 二輪車及び原付車については、A T車に限るものとする。	<input type="radio"/> 義手を使用するものとする。 <input type="radio"/> 片上肢の機能を補う装具を使用するものとする。

身体障害の状態		免許の範囲	免許の条件内容	
部位	程度		構造装置等に関するもの	身体に関するもの
両 下 肢	1 両下肢を股関節から先の部分で欠くもの、又は両下肢の機能を全廃したもの	普通 小型 原付 普通第二種	<ul style="list-style-type: none"> ○ AT車でアクセル・ブレーキは手動式に限るものとする。 ○ 原付車は、三輪又は四輪に限るものとする。 	義足（運転操作上有効な義足。以下同じ。）を使用するものとする。
	2 両下肢をひざ関節から先の部分で欠くもの、又は両下肢の機能に著しい障害のあるもの	全ての免許 (大型二輪を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体の状態又は運転の技能によっては、AT車又はAT車でアクセル・ブレーキは手動式に限るものとする。 ○ 普通二輪車は、小型二輪車に限るものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義足を使用するものとする。 ○ 下肢の機能を補う装具を使用するものとする。
片 下 肢	1 片下肢を股関節から先の部分で欠くもの、又は片下肢の機能を全廃したもの	全ての免許 (大型二輪及び普通二輪を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ AT車に限るものとする。 ○ 原付車は、三輪又は四輪に限るものとする。 	義足を使用するものとする（身体の状態から、身体の安定を保つことができると認められるときは条件を付さないことができる。）。

身体障害の状態		免許の範囲	免許の条件内容	
部位	程度		構造装置等に関するもの	身体に関するもの
片下肢	2 片下肢をひざ関節から先の部分で欠くもの、又は片下肢の機能に著しい障害のあるもの 	全ての免許	身体の状態又は運転の技能によっては、AT車に限るものとする。	<input type="radio"/> 義足を使用するものとする。 <input type="radio"/> 片下肢の機能を補う装具を使用するものとする。
障害が重複する場合	<input type="radio"/> 上肢及び下肢に著しい障害のあるもの <input type="radio"/> 四肢のほか、頭部、体幹に機能障害のあるもの	普通 小型 特殊 原付 普通第二種	AT車に限るものとする。ただし、身体の状態又は運転の技能によっては、AT車に限る条件は付さないこともできる。	
備考	1 免許の条件の記録は、運転することができる自動車の種類の限定、構造装置に関するもの、身体に関するものを組み合わせて行うこと。 2 特別に改造をした車両を使用して技能試験を行った場合は、当該使用車両と同じ条件のものに限ること。			